

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画運 行回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハ テ 該当する 要件	補助対象地域間幹線系 統等と接続の確保	基準ホ テ 該当する 要件 (別表7のみ)
鯖江市	つつじ線	(1) 循環線	JR鯖江駅	公立丹南病院先回り 神明駅	JR鯖江駅	11.8km 循環	360日	720回	○	路線定期	①	福岐バス鯖浦線 神明駅 乗継	循環線13,15 360+360
	つつじ線	(2) 循環線	JR鯖江駅	アル・ブラザ鯖江先回り 神明駅	JR鯖江駅	11.5km 循環	360日	1560回	○	路線定期	①	福岐バス鯖浦線 神明駅 乗継	循環線2,6,8,10,20 244+360+360+360+244
	つつじ線	(3) 循環線	JR鯖江駅	公立丹南病院	神明駅	往 6.0km	360日	180回	○	路線定期	①	福岐バス鯖浦線 神明駅 乗継	循環線5 360
	つつじ線	(4) 循環線	JR鯖江駅	アル・ブラザ鯖江	神明駅	往 5.5km	360日	180回	○	路線定期	①	福岐バス鯖浦線 神明駅 乗継	循環線4 360
	つつじ線	(5) 循環線	神明駅	公立丹南病院	JR鯖江駅	往 6.0km	244日	122回	○	路線定期	①	福岐バス鯖浦線 神明駅 乗継	循環線19 244
	つつじ線	(6) 神明線	公立丹南病院	御幸県住	神明駅	14.8km 循環	360日	360回	○	路線定期	①	福岐バス鯖浦線 神明駅 乗継	神明線4 360
	つつじ線	(7) 片上中河線	神明駅	片上公民館	公立丹南病院	21.2km 循環	360日	360回	○	路線定期	①	福岐バス鯖浦線 神明駅 乗継	片上中河線2 360
	つつじ線	(8) 片上中河線	公立丹南病院	片上公民館	神明駅	21.2km 循環	360日	360回	○	路線定期	①	福岐バス鯖浦線 神明駅 乗継	片上中河線3 360
	つつじ線	(9) 片上中河線	神明駅	片上公民館	神明駅	20.6km 循環	360日	720回	○	路線定期	①	福岐バス鯖浦線 神明駅 乗継	片上中河線4,5 360+360
	越前観光線	(10) 循環線	JR鯖江駅	公立丹南病院先回り 神明駅	JR鯖江駅	11.8km 循環	360日	1324回	○	路線定期	①	福岐バス鯖浦線 神明駅 乗継	循環線1,3,11,17 244+360+360+360
	越前観光線	(11) 循環線	JR鯖江駅	アル・ブラザ鯖江先回り 神明駅	JR鯖江駅	11.5km 循環	360日	720回	○	路線定期	①	福岐バス鯖浦線 神明駅 乗継	循環線12,18 360+360
	越前観光線	(12) 循環線	神明駅	アル・ブラザ鯖江	JR鯖江駅	往 5.8km	360日	360回	○	路線定期	①	福岐バス鯖浦線 神明駅 乗継	循環線5,9 360+360
	越前観光線	(13) 循環線	JR鯖江駅	アル・ブラザ鯖江	神明駅	往 5.5km	360日	180回	○	路線定期	①	福岐バス鯖浦線 神明駅 乗継	循環線14 360
	鯖江交通線	(14) 吉川線	丹南橋西	吉川公民館	神明苑	往 14.3km	244日	122回	○	路線定期	①	福岐バス鯖浦線 神明駅 乗継	吉川線1 244
	鯖江交通線	(15) 吉川線	神明苑	吉川公民館	神明苑	17.8km 循環	360日	360回	○	路線定期	①	福岐バス鯖浦線 神明駅 乗継	吉川線2 360
	鯖江交通線	(16) 吉川線	神明苑	吉川公民館	神明駅	17.4km 循環	360日	360回	○	路線定期	①	福岐バス鯖浦線 神明駅 乗継	吉川線3 360
	鯖江交通線	(17) 吉川線	神明苑	吉川公民館	神明苑	17.8km 循環	360日	1080回	○	路線定期	①	福岐バス鯖浦線 神明駅 乗継	吉川線4,5,6 360+360+360
	鯖江高速観光線	(18) 循環線	JR鯖江駅	公立丹南病院先回り 神明駅	JR鯖江駅	11.8km 循環	360日	360回	○	路線定期	①	福岐バス鯖浦線 神明駅 乗継	循環線7 360
	鯖江高速観光線	(19) 循環線	JR鯖江駅	アル・ブラザ鯖江先回り 神明駅	JR鯖江駅	11.5km 循環	360日	360回	○	路線定期	①	福岐バス鯖浦線 神明駅 乗継	循環線16 360
	鯖江高速観光線	(20) 循環線	神明駅	公立丹南病院	JR鯖江駅	往 6.0km	360日	360回	○	路線定期	①	福岐バス鯖浦線 神明駅 乗継	循環線4,14 360+360
	鯖江高速観光線	(21) 循環線	JR鯖江駅	公立丹南病院	神明駅	往 6.0km	360日	180回	○	路線定期	①	福岐バス鯖浦線 神明駅 乗継	循環線9 360
	鯖江高速観光線	(22) 循環線	JR鯖江駅	アル・ブラザ鯖江	神明駅	往 5.5km	360日	180回	○	路線定期	①	福岐バス鯖浦線 神明駅 乗継	循環線19 360
	鯖江高速観光線	(23) 神明線	神明駅	御幸県住	神明駅	14.2km 循環	244日	244回	○	路線定期	①	福岐バス鯖浦線 神明駅 乗継	神明線1 244
	鯖江高速観光線	(24) 神明線	公立丹南病院	御幸県住	神明駅	14.8km 循環	360日	360回	○	路線定期	①	福岐バス鯖浦線 神明駅 乗継	神明線2 360
	鯖江高速観光線	(25) 神明線	神明駅	御幸県住	神明駅	14.2km 循環	360日	360回	○	路線定期	①	福岐バス鯖浦線 神明駅 乗継	神明線3 360
	鯖江高速観光線	(26) 神明線	神明駅	御幸県住	公立丹南病院	14.8km 循環	360日	360回	○	路線定期	①	福岐バス鯖浦線 神明駅 乗継	神明線5 360
	鯖江高速観光線	(27) 片上中河線	神明駅	片上公民館	公立丹南病院	21.2km 循環	244日	244回	○	路線定期	①	福岐バス鯖浦線 神明駅 乗継	片上中河線1 244

- (注)
1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
  2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
  3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
  4. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
  5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
  6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
  7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」利便増進特例措置について記載を要しない。
  8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	鯖江市
-------	-----

(単位:人)

	人口	国勢調査結果(R2年度)
人口集中地区以外	40,511	
交通不便地域等		

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
鯖江市地域公共交通計画	令和3年12月24日	-
鯖江市地域公共交通利便増進実施計画	令和4年2月25日	令和4年度

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

(2) 添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)